

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

宮 部 龍 彦 殿

大津地方法務局長 中 西 俊 平



平成23年3月4日付け受付総第1号で利用停止請求のあった保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

平成23年2月18日付け総庶第105号開示文書に係る全ての文書

- (1) 電子メール（H21.11.18 付け）
- (2) 電子メール（H21.11.30 付け）
- (3) 電子メール（H21.12.2 付け）
- (4) 電子メール（H21.12.2 付け）
- (5) 電話聴取書（H21.11.27 付け）

2 利用停止をしないこととした理由

当該保有個人情報については、当局が、人権侵犯事件の調査処理の過程において適法に取得したものであって、人権侵犯事件の調査処理という利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しておらず、また、その利用目的以外の目的で利用していない。

よって、当該保有個人情報は、法第36条第1項第1号に該当しない。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大津地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

※ 担当課等 〒520-8516
大津市御陵町3番6号
大津地方法務局総務課庶務係
電話 077-522-4671（代表）